

## 海岸漂着物処理推進法の施行状況に関する調査結果

平成 24 年 3 月

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

## 目 次

はじめに .....	1
1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係） .....	2
2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係） .....	3
3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項） .....	7
4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項） .....	7
5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条） .....	8
6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条） .....	11
7 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条） .....	12
8 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための 配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項） .....	14
9 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての 課題 .....	18

## はじめに

平成 21 年 7 月 15 日に公布・施行された海岸漂着物処理推進法は、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした法律である。

環境省では、平成 23 年 4 月、平成 24 年 2 月に海岸漂着物処理推進法の施行状況に関して、以下に示す同法第 14～16 条、第 22～23 条、第 25～27 条に関わる事項について 47 都道府県を対象に調査を行った。

### 本調査結果は、平成 24 年 1 月末時点のものである。

**第十四条** 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

**第十五条** 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。

二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。

**第十六条** 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

**第二十二條** 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

**第二十三條** 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第二十五條** 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。

**第二十六條** 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**第二十七條** 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

## 1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について(法第 14 条関係)

47 都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について表 1 - 1、図 1 - 1 に示した。

- 策定済みとしたのは 21 自治体であり、策定中又は策定予定有りとした 15 自治体を合わせると、36 自治体（全体の 75%）であった。

表 1 - 1 地域計画の策定状況

策定状況	自治体数	自治体名
策定済	21	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、愛知県、兵庫県、京都府、香川県、高知県、愛媛県、山口県、大分県、長崎県、宮崎県、沖縄県
策定中	9	宮城県、東京都、新潟県、三重県、和歌山県、島根県、佐賀県、熊本県、鹿児島県
未策定 (策定予定有り)	6	岩手県、福島県、大阪府、鳥取県、徳島県、福岡県
未策定 (策定予定無し)	11	栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県
計	47	

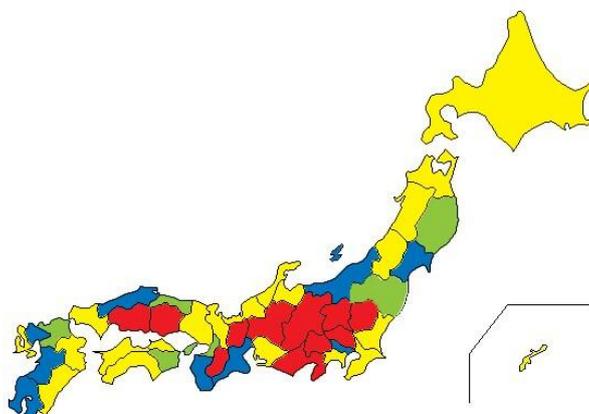
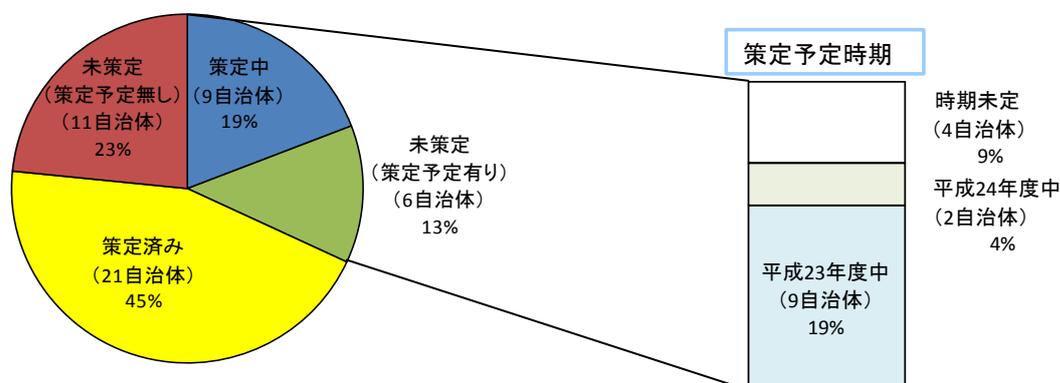


図 1 - 1 地域計画の策定状況

## 2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況(法第 15 条関係)

### ① 組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表 2-1、図 2-1 に示した。

- 組織済みとしたのは 23 自治体であり、今後組織する予定とした 2 自治体を合わせると、25 自治体（全体の 53%）であった。
- 組織する予定がないとした自治体が挙げた主な理由には、「既存の審議会等を活用」のほか、「地域計画を策定しないため」、「海岸がないため」が見られた。

表 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	自治体数	自治体名
組織済み	23	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
組織予定有り	2	京都府、福岡県
組織予定無し	17	岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、広島県、高知県、大分県
その他 (検討中等)	5	福島県、茨城県、福井県、静岡県、鳥取県
計	47	

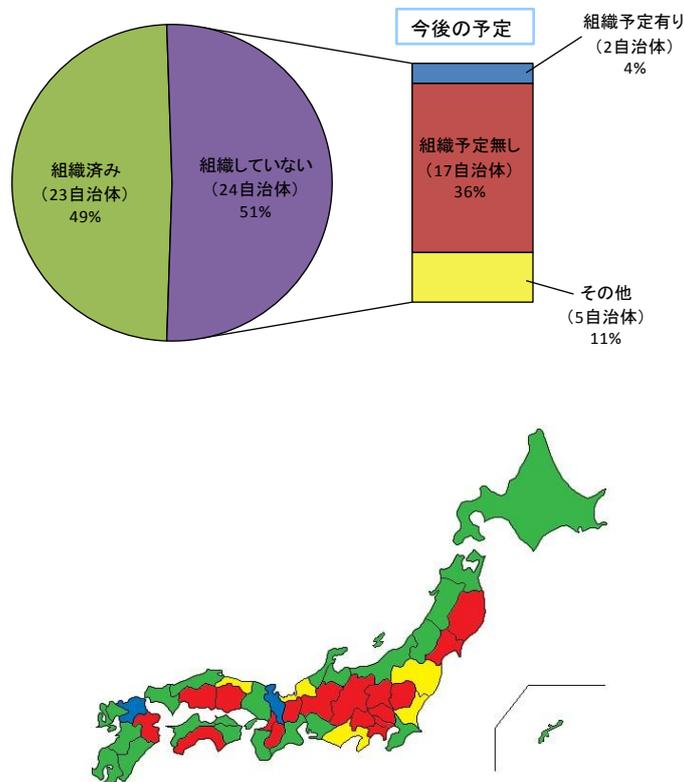


図 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

② 協議会の開催状況

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（23 自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数について表 2-2-1、表 2-2-2、図 2-2 に示した。

- 協議会を定期的で開催しているとしたのは 7 自治体であり、年間開催回数は、1 回が最も多かった。
- 協議会を不定期に開催しているとしたのは 16 自治体であり、協議会を開催する主な事由としては「地域計画の策定・変更にあたって必要な時」が挙げられた。

表 2-2-1 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無（23 自治体対象）

年間開催時期	自治体数	自治体名
定期的	7	北海道、青森県、山形県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県
不定期	16	秋田県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、和歌山県、兵庫県、島根県、愛媛県、徳島県、香川県、山口県、熊本県、鹿児島県
計	23	

表 2-2-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数（7 自治体対象）

年間開催数	自治体数	自治体名
1 回	5	北海道、青森県、佐賀県、長崎県、宮崎県
2 回	1	山形県
3 回以上	1	沖縄県
計	7	

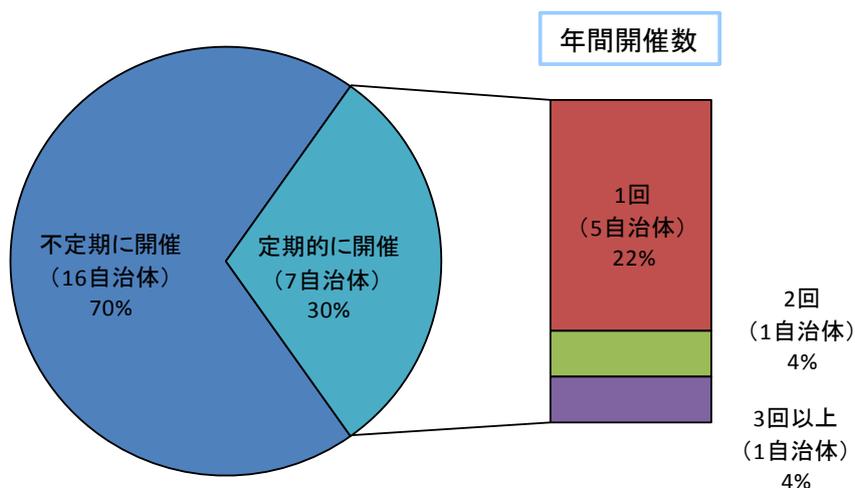


図 2-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催状況

### ③ 協議会の構成人数及び構成員

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を「組織済み」と回答した自治体（23 自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の構成人数を表 2-3、図 2-3 に示し、海岸漂着物対策推進協議会構成員の内訳を表 2-4、図 2-4 に示した。

- 協議会構成員は 10 人以上 40 人未満であり、20 人台で構成している自治体が最も多かった。
- 県や市町村の行政（自治体）関係者が最も多く、次いで NPO 法人等の民間団体や地元の漁業協同組合などに代表される関係団体、国の行政関係者、学識経験者を中心に構成されていた。

表 2-3 協議会の構成人数（23 自治体対象）

構成人数	自治体数	自治体名
10 人未満	0	
10 人以上 20 人未満	8	秋田県、和歌山県、兵庫県、 山口県、長崎県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
20 人以上 30 人未満	11	北海道、山形県、千葉県、 新潟県、石川県、愛知県、 三重県、島根県、徳島県、 愛媛県、佐賀県
30 人以上 40 人未満	4	青森県、富山県、香川県、 熊本県
計	23	

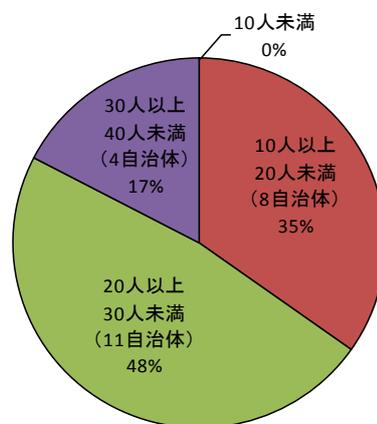


図 2-3 協議会の構成人数

表 2-4 構成員の内訳（23 自治体対象）

構成員の肩書き	人数
行政（自治体）	298
関係団体	101
行政（国）	55
学識経験者	32
民間企業	7
その他	2
計	495

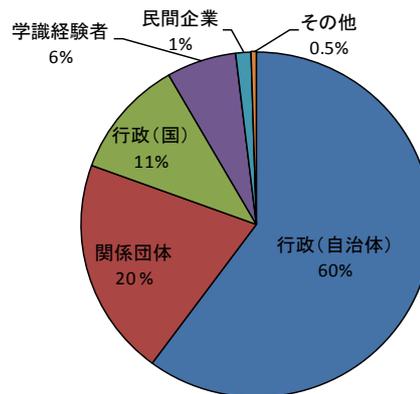


図 2-4 構成員の内訳

#### ④ 協議事項

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を「組織済み」と回答した自治体（23 自治体）の海岸漂着物対策推進協議会における協議事項及について表 2－5 に示し、その実施率を図 2－5 に示した。

- 「地域計画の作成又は変更に関する協議」は、協議会組織済みの全自治体で行っていた。

表 2－5 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項（23 自治体対象、複数回答）

協議事項	自治体数
地域計画の作成又は変更に関する協議（法第 1 4 条及び第 1 5 条第 2 項第 1 号）	23
海岸漂着物対策の推進に関する連絡調整（法第 1 5 条第 2 項第 2 号）	19
海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること	6
海岸漂着物対策に係る普及啓発に関すること	3
協議会の運営に関すること	3

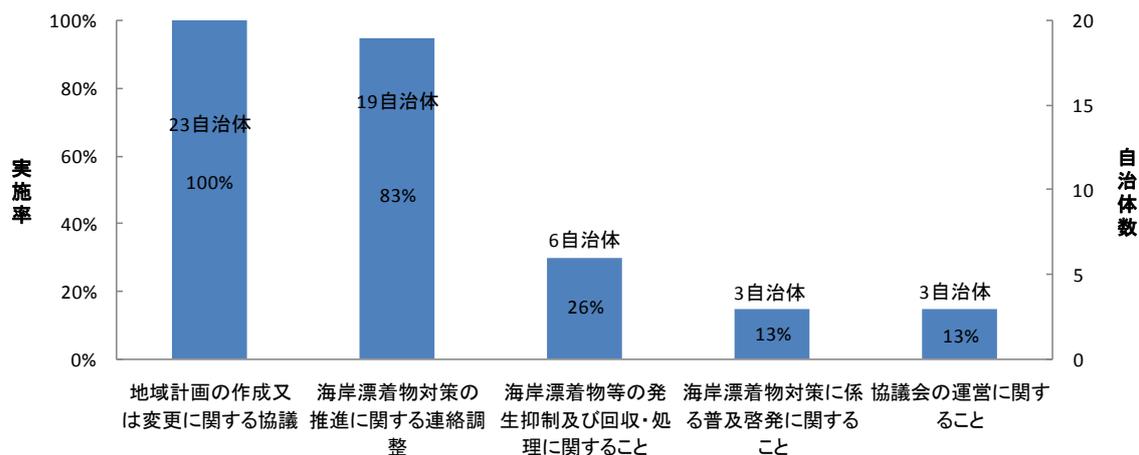


図 2－5 各協議事項の実施自治体数（23 自治体対象、複数回答）

### 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況(法第 16 条第1項)

#### ① 委嘱状況

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、委嘱済みとした自治体は三重県のみであった。

#### ② 委嘱人数等

「①委嘱状況」において海岸漂着物対策活動推進員を委嘱済みと回答した三重県の委嘱人数及び推進員の内訳について表 3 - 1 に示した。

表 3 - 1 海岸漂着物対策活動推進員の詳細

肩書き	委嘱人数	協議会への参加の有無
学識経験者	3	アドバイザーとして 参加している。
民間団体	1	
計	4	

### 4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況(法第 16 条第2項)

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について、平成 24 年 1 月末時点で指定した自治体はなかった。

## 5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況(法第 22 条)

### ① 調査実施状況

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について表 5-1 に示し、その実施率を図 5-1 に示した。

- 全自治体の 72% (34 自治体) が既に調査を実施しており、全国的に広く実施されていた。

表 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	自治数	自治体名
実施している	34	北海道、青森県、岩手県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
実施予定無し	13	宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、鳥取県、広島県、香川県
計	47	

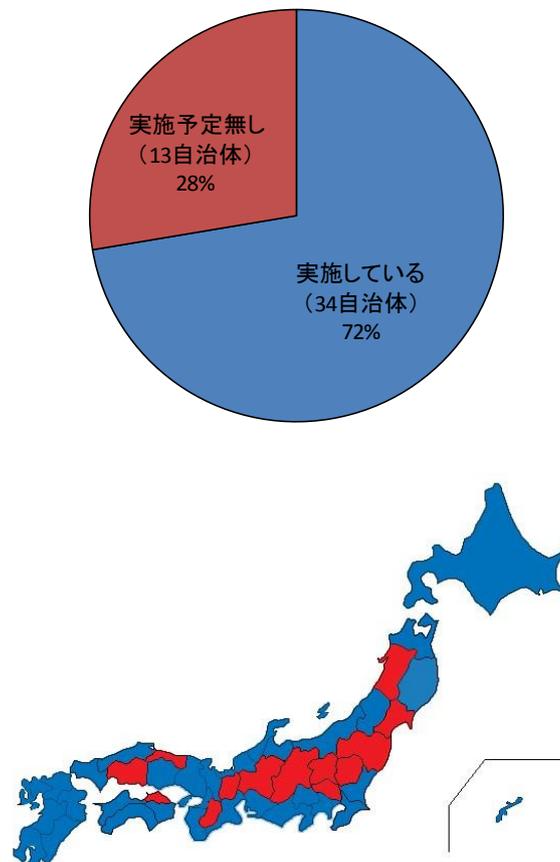


図 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

② 調査内容

「①調査実施状況」において実施していると回答した自治体（計 34 自治体）の主な調査内容を表 5－2 に示し、その実施率を図 5－2 に示した。

- 海岸漂着物等の量・種類に関する調査が最も多く行われていた。
- 図表に掲げるほか、散乱ごみの経年変化を把握するための調査を実施している自治体もあった。

表 5－2 主な調査内容（34 自治体対象、複数回答）

調査内容	自治体数	自治体名
海岸漂着物等の量、種類等	32	北海道、青森県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
地理的状況 (海岸特性等)	8	北海道、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県
発生源調査	10	岩手県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、高知県

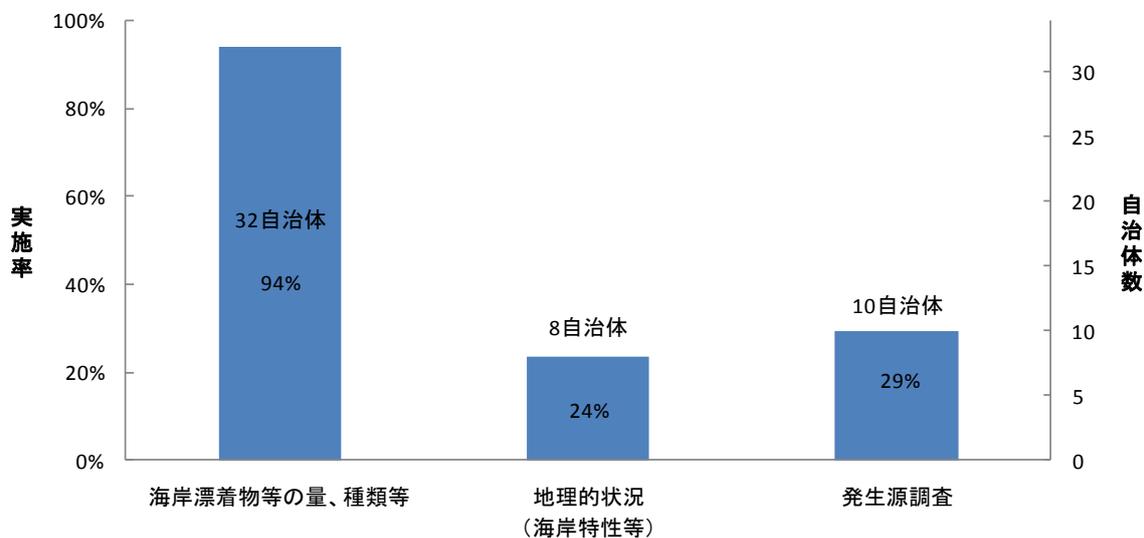


図 5－2 主な調査内容（34 自治体対象、複数回答）

### ③ 調査結果の今後の活用方法

「①調査実施状況」において実施していると回答した自治体（計 34 自治体）の調査結果の今後の活用方法について主なものを表 5 - 3 に示し、その実施率を図 5 - 3 に示した。

- 地域計画策定への基礎資料としての活用が最も多かったが、各項目とも大きな差は見られなかった。
- 図表に掲げるほか、海洋環境保全対策、事故防止ガイドライン等への活用等と回答した自治体もあった。

表 5 - 3 調査結果の今後の活用方法（34 自治体対象、複数回答）

活用項目	自治体数	自治体名
地域計画	15	山形県、茨城県、千葉県、富山県、福井県、愛知県、三重県、京都府、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県
回収・処理方法	10	北海道、岩手県、茨城県、千葉県、神奈川県、石川県、鳥取県、徳島県、高知県、沖縄県
重点区域・調査区域の選定	10	青森県、千葉県、兵庫県、和歌山県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
発生抑制対策	11	岩手県、山形県、神奈川県、大阪府、新潟県、愛知県、和歌山県、高知県、徳島県、佐賀県、沖縄県

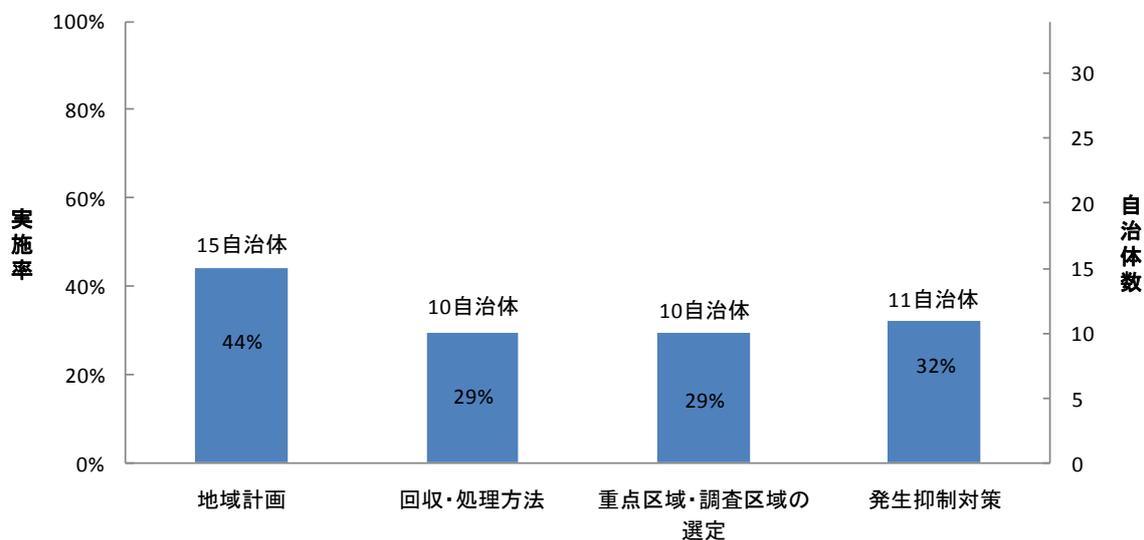


図 5 - 3 主な調査結果の今後の活用方法（34 自治体対象、複数回答）

## 6 ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第 23 条)

各自治体が取組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な内容について表 6 - 1 に示した。

- 普及啓発、監視活動による防止措置が多く実施されていた。
- 普及活動は、不法投棄防止看板等の設置やパンフレット等の配布が多く実施されており、監視活動は、監視パトロールが最も多く、その他には指導員・監視団体の設置や監視カメラの設置等の対策が実施されていた。
- その他の防止措置としては、不法投棄防止柵の設置、不法投棄常習箇所への車両進入防止措置等が挙げられた。

表 6 - 1 防止措置 (複数回答)

防止措置の内容		自治体数	計	
条例・計画の制定		10	10	
協議会の設置		14	14	
普及啓発	不法投棄防止看板・標識等の設置	16	56	
	パンフレット、ポスター等の作成・配布	12		
	清掃活動の実施 (不法投棄誘発防止)	7		
	講演会等の実施	6		
	強化月 (週) 間の設置	7		
	HP・CM・マスコミ等による広報	6		
	標語コンテスト	2		
監視活動	監視パトロール	ランドパトロール	31	56
		スカイパトロール	5	
		シーパトロール	1	
	指導員・監視団体の設置		9	
	監視カメラの設置		6	
	ホットラインの設置		3	
	一斉検問		1	
その他		9	9	

## 7 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発(法第 26 条、第 27 条)

### ① 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発の実施状況について表 7-1、図 7-1 に示した。

- 実施自治体が実施していない自治体をやや上回った。
- 東北地方の日本海側及び中国地方で実施している自治体が多い傾向にあった。

表 7-1 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
実施している	27	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県
実施していない	20	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県
計	47	

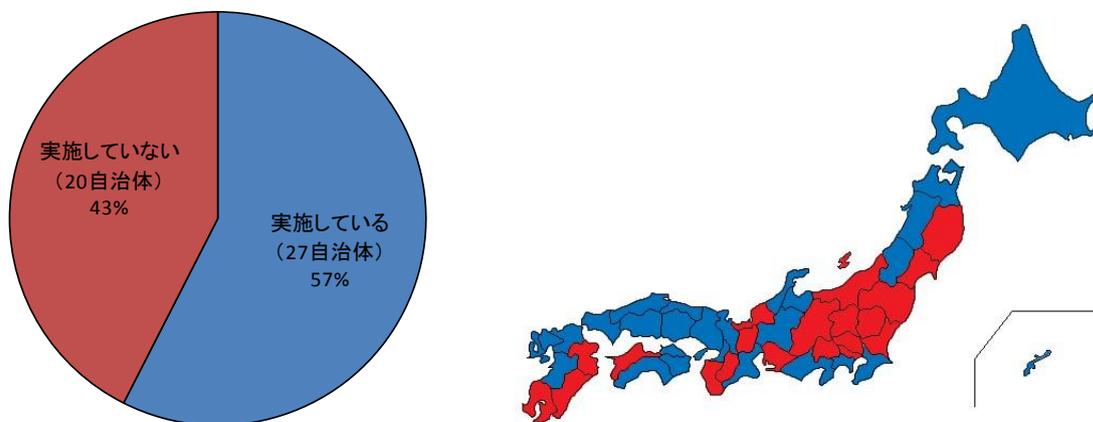


図 7-1 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

## ② 環境教育・普及啓発の実例

「①環境教育の推進、普及啓発の実施状況」において実施していると回答した自治体（27自治体）において、その主な実例を表7-2、図7-2に示した。

- 清掃活動を通して環境教育・普及啓発を行っているとしたのが14自治体と最も多かった。
- 図表に掲げるほか、漁業体験や、海底ごみ調査ツアーと回答した自治体もあった。

表7-2 環境教育・普及啓発の実施内容（27自治体対象、複数回答）

実施状況	自治体数	自治体名
清掃活動	14	秋田県、山形県、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、岐阜県、兵庫県、島根県、岡山県、山口県、佐賀県、熊本県、沖縄県
パンフレット・テキスト等の作成・配布	12	秋田県、山形県、千葉県、富山県、兵庫県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県
講演会、フォーラム等の実施	10	北海道、山形県、富山県、三重県、京都府、岐阜県、鳥取県、島根県、山口県、佐賀県
HP・CM・マスコミ等による広報	9	秋田県、山形県、富山県、石川県、岡山県、広島県、高知県、長崎県、沖縄県
海岸等の調査・パトロール	7	山形県、神奈川県、富山県、岡山県、広島県、山口県、沖縄県
パネル展示	6	山形県、三重県、岡山県、高知県、長崎県、沖縄県
関係者間の交流	3	山形県、島根県、沖縄県

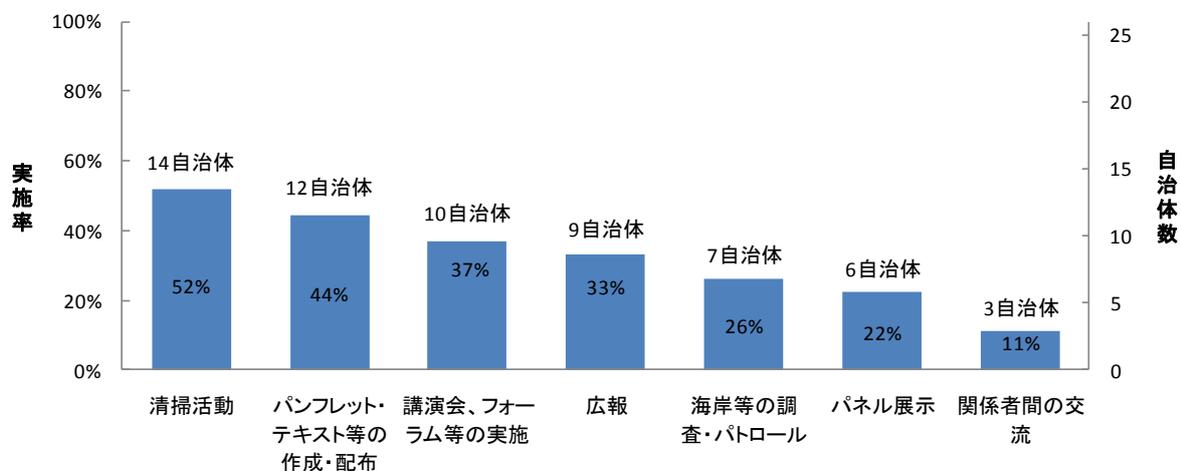


図7-2 環境教育・普及啓発の実施内容

## 8 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例(法第 25 条第1項及び第2項)

### ① 連携・支援実施状況

民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況について表 8-1、図 8-1 に示した。

- 全自治体の半数以上（33 自治体）が既に連携・支援を実施していた。

表 8-1 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

連携・実施状況	自治体数	自治体名
実施している	33	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
実施していない	14	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、広島県、香川県
計	47	

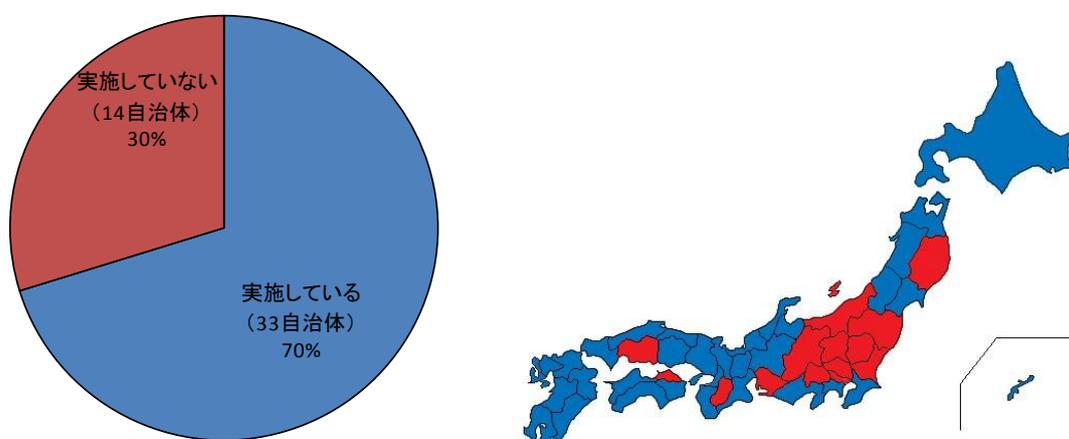


図 8-1 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

## ② 連携・支援実施例

「①連携・支援実施状況」において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体（33自治体）の連携・支援の実例について表8-2、図8-2に示した。

- 清掃ボランティア活動の連携・支援が最も多かった。連携・支援の内容は、資材の提供、ごみの回収・運搬、費用補助等が挙げられた。
- 次いで、ボランティア活動保険加入の支援が多く、その他には業務の委託連携やアダプト制度<sup>(※)</sup>など様々な実施例が見られた。

※ アダプト制度:地域住民、企業、各種団体等の活動団体と行政が連携して美しいまちづくりを目指す新しい制度。

認定を受けた活動団体が一定区間の河川、海岸等を自らの養子(アダプト)とみなして、活動の主役となり定期的な清掃美化活動を行う。行政(県や市町村)は、活動に対し回収費用の負担や資材の提供などの支援を行う。

表8-2 民間団体との連携・活動に対する支援の実例 (33自治体対象、複数回答)

連携・実施の実例	自治体数	自治体名
清掃ボランティア活動の連携・支援 (資材の提供、ごみの回収・運搬、費用補助、技術員派遣)	25	宮城県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
ボランティア活動保険の支援	12	宮城県、秋田県、山形県、富山県、静岡県、滋賀県、大阪府、岡山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県
イベント(フォーラム、セミナー等)の開催	8	北海道、秋田県、山形県、神奈川県、兵庫県、岡山県、長崎県、鹿児島県
清掃・普及啓発業務の委託連携	5	青森県、山形県、滋賀県、山口県、沖縄県
アダプト制度	7	山形県、宮城県、千葉県、大阪府、兵庫県、岡山県、長崎県
表彰制度を活用した活動の推奨	4	神奈川県、静岡県、滋賀県、兵庫県
NPO法人の海岸清掃活動に係る後援名義の承認	1	北海道
意見交換会	1	和歌山県

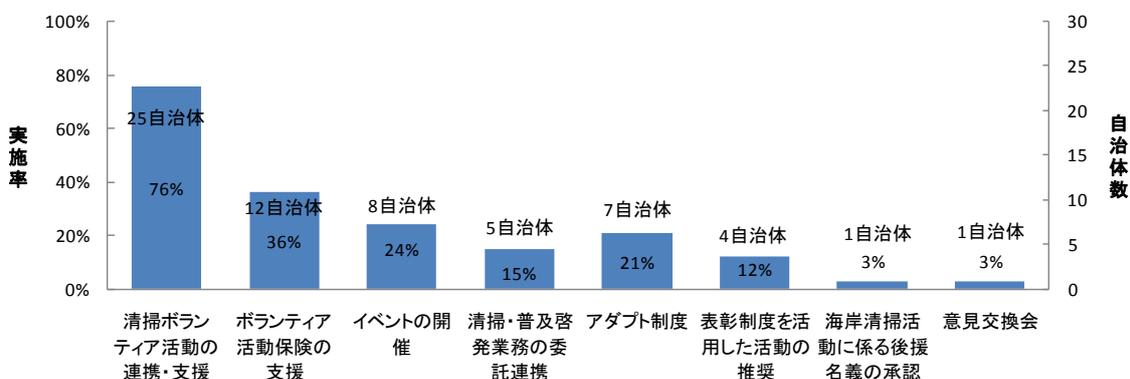


図8-2 民間団体との連携・活動に対する支援の実例 (33自治体対象、複数回答)

### ③ 安全配慮の実例

「①連携・支援実施状況」において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体（33自治体）のうち、安全配慮の実例について回答したのは17自治体であり、その実例について表8-3、図8-3に示した。

- ボランティア活動保険の加入が最も多かった。
- 海岸漂着物等の取扱いに関する指導としては、平成21年7月に国土交通省が作成した「海岸漂着危険物対応ガイドライン」や「海岸漂着危険物ハンドブック」を配布するほか、危険な海岸漂着物等（医療廃棄物、信号弾）に関して事前説明を行うなどの実例が見られた。

表8-3 民間団体との連携・活動における主な安全配慮の実例

(17自治体対象、複数回答)

連携・実施の実例	自治体数	自治体名
ボランティア活動保険の支援	13	宮城県、秋田県、山形県、富山県、静岡県、滋賀県、大阪府、岡山県、高知県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県
海岸漂着物等の取扱等に関する指導	5	山形県、神奈川県、徳島県、福岡県、長崎県
清掃活動の実施に際しての服装指導	1	福岡県
危険廃棄物の直接回収・処理	2	鳥取県、山形県

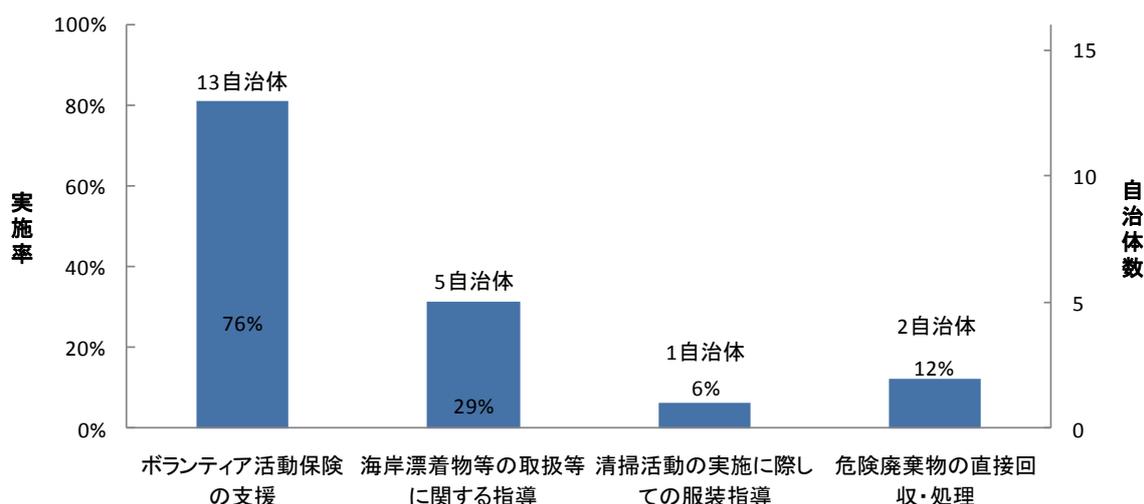


図8-3 民間団体との連携・活動における安全配慮の実例

(17自治体対象、複数回答)

④ 連携が想定される民間団体等

「①連携・支援実施状況」において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体（33自治体）に対し、連携が想定される団体について表8-4に、図8-4に示した。

- NPO等民間団体や各種組合、学校、自治体等、地元に関係する団体の回答が多く見られた。

表8-4 想定される連携先（33自治体対象、複数回答）

連携が想定される団体	自治体数	自治体名
NPO等団体	26	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、富山県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
各種組合 (漁業、森林等)	11	宮城県、山形県、福井県、三重県、兵庫県、高知県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
企業	6	宮城県、山形県、大阪府、高知県、愛媛県、長崎県
協議会・実行委員会	5	山形県、石川県、兵庫県、山口県、長崎県
学校	5	山形県、静岡県、大阪府、高知県、長崎県
自治会等	7	山形県、千葉県、大阪府、和歌山県、鳥取県、長崎県、大分県
社団法人又は財団法人	2	富山県、徳島県

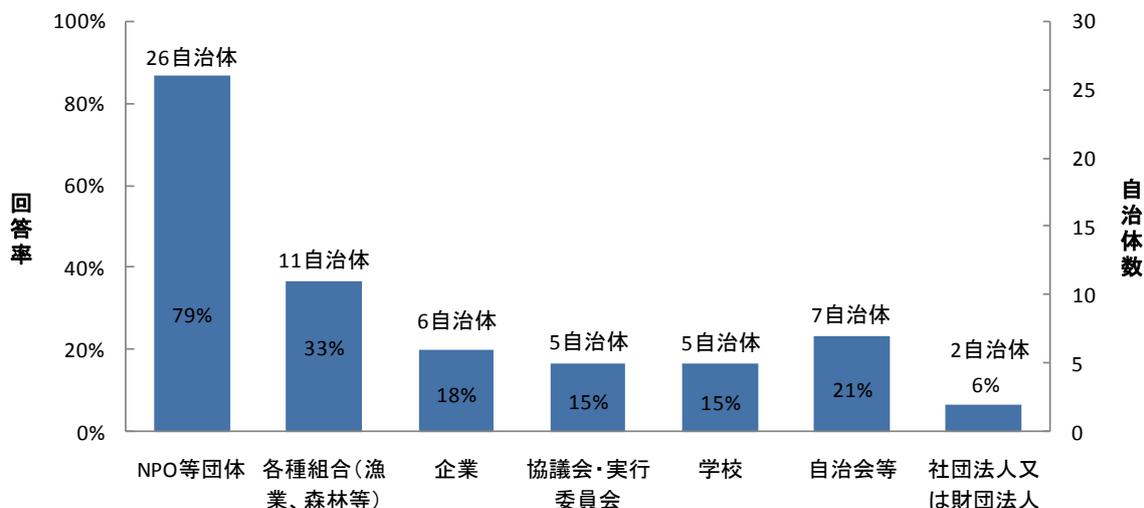


図8-4 想定される連携先（33自治体対象、複数回答）

## 9 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題についてとりまとめ、今後の対応案を含めて表9-1に示した。

表9-1 海岸漂着物対策の主な課題・要望

項目	詳細	今後の対応（事務局案）
法律	・発生源が他都道府県由来のものと推定される海岸漂着物等について、法制度の中でその対策（連携、役割分担の在り方等）を明確にすること	地域の実情に応じた連携や役割分担の下で発生源対策を行うことが重要であると考えられることから、法制度の中で一律にその対策を明確にすることは現状では困難と思料。必要に応じて、海岸漂着物処理推進法第19条第2項に基づくあっせんを行うなどにより、対策の強化を図ってまいりたい。
	・海岸漂着物処理推進法第20条における県知事から環境大臣への協力の求めについて、「地域の環境保全上著しい支障を及ぼすおそれがある場合」の判断基準や事務処理方法等を示すこと	判断基準を一律に示すことは困難であり、個別具体的に相談されたい。 また、事務処理方法については、今後の検討課題としたい。
財政措置に関すること	・海岸漂着物対策全般を対象とした恒久的な財政支援措置を早期創設すること	地域グリーンニューディール基金事業の成果・実施上の問題点等を踏まえ、災害廃棄物処理事業費補助金や災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業等既存の仕組みの活用も含め、適切な支援のあり方を検討したい。
発生抑制対策	・広域的発生抑制対策への積極的に国が関与すること	必要に応じて、海岸漂着物処理推進法第19条第2項に基づくあっせんを行うなどにより、対策の強化を図ってまいりたい。
	・発生源対策を、県・市町村の取り組みだけでなく、国としても実施すること	現在、都道府県向け発生源対策ガイドラインを策定すべく調査を進めているところであり、また、発生源対策のための普及啓発用のパンフレットを作成しているところである。

<p>情報共有 ・関係者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者会議を開催すること</li> <li>・先進的な取り組み事例を共有すること</li> <li>・国の調査研究事業等の調査結果及び技術等を情報提供すること</li> </ul>	<p>今後どのような形での情報共有・情報提供が可能か検討してまいりたい。</p>
<p>調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国規模の漂着物実態調査を実施すること</li> <li>・国外及び都道府県から他都道府県への漂着状況調査を実施すること</li> <li>・河川からの漂着状況調査を実施すること</li> <li>・漂着メカニズムの解明のための調査を実施すること</li> <li>・各種調査により内陸県において求められる対策を明らかにすること</li> </ul>	<p>現在、全国の海岸漂着物の現存量を把握すべく状況把握調査を行っているところ。成果については、早期にお示しできるようにしたい。</p> <p>国外から日本国、都道府県から他都道府県への漂着状況については、品目や地域は限られているものの、平成19～22年度に「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」の中で調査している。今後、さらなる調査の必要性を検討してまいりたい。</p> <p>同上</p> <p>現在、主要な海岸漂着物を対象に原因究明調査を実施しているところ。当該調査結果についても早期にお示しできるようにしたい。</p> <p>現在、都道府県向け発生源対策ガイドラインを策定すべく調査を進めているところであり、早期にお示しできるようにしたい。</p>
<p>国外由来のごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係国に対する対策推進の要請を行うこと</li> <li>・廃ポリタンクの漂着状況調査の調査方法（調査実施要領）を明確化すること</li> <li>・大量の廃ポリタンクについて、海洋汚染対策の観点から、国において漂流（浮遊）中に回収すること</li> </ul>	<p>北西太平洋地域海行動計画の枠組における協力の強化等を進めているところ。今後も引き続き、協力の強化及び必要な要請を行ってまいりたい。</p> <p>現在、廃ポリタンクの調査指針の策定を進めているところであり、早期にお示しできるようにしたい。</p> <p>どのような回収方法がより効果的・効率的であるか検討してまいりたい。</p>

<p>漂流・海底ごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海底ごみの関係者責任を明確化すること</li> <li>・漂流ごみの処理費用に対する補助制度を創設すること</li> <li>・漂流ごみの回収の更なる効率化、事務負担等の軽減を調査検討すること</li> <li>・漂流物も海岸漂着物処理推進法の対象とすること</li> </ul>	<p>現在、漂流・海底ごみの現状とその影響を把握すべく調査を進めているところであり、当該調査結果を踏まえ、今後の対応を検討してまいりたい。</p>
----------------	--	---